日本海事センター
JMC
補助事業

会報

第138号

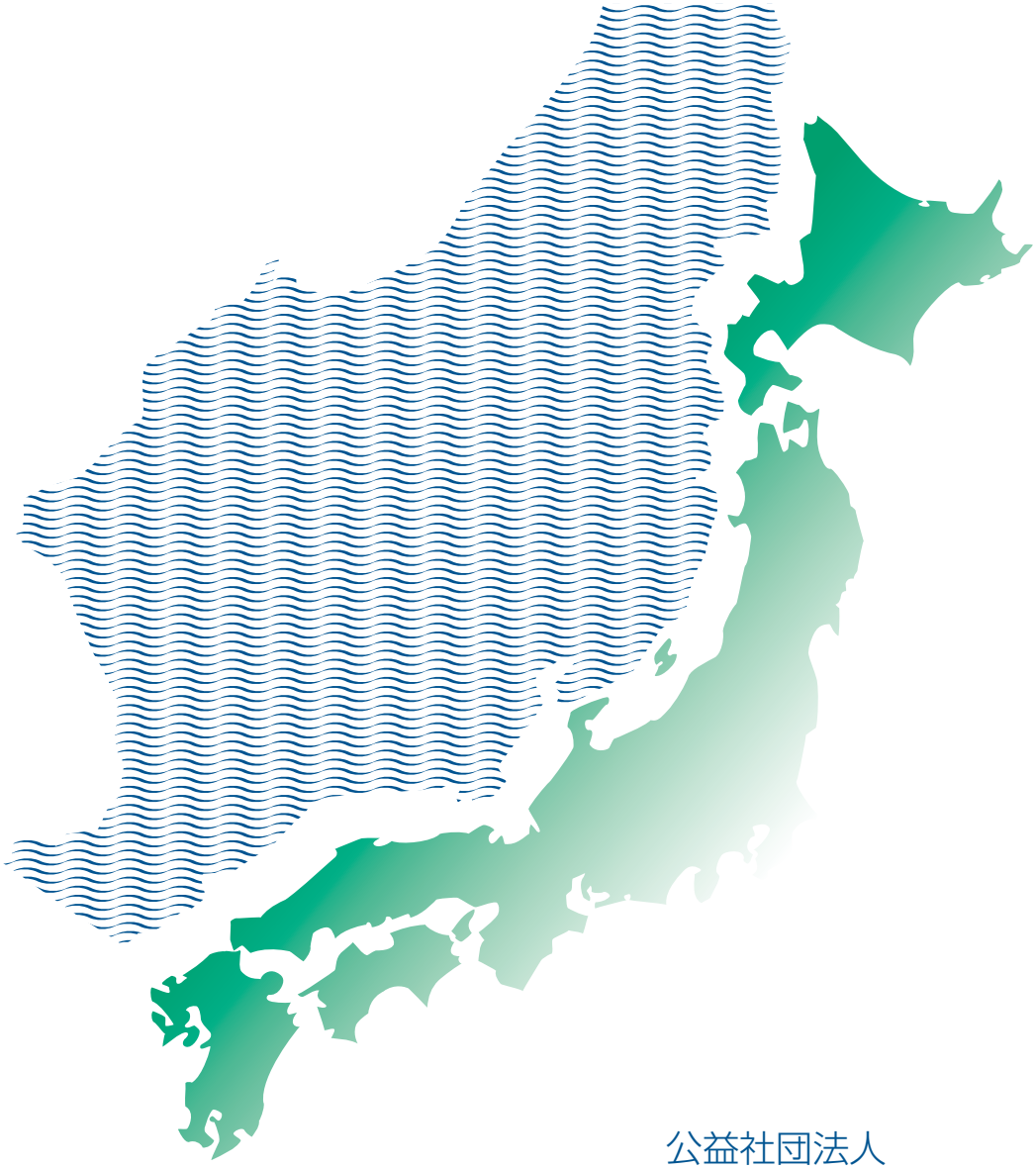

公益社団法人
日本海海難防止協会

日本海海難防止協会は、本州日本海沿岸(山口県を除く)及び付近水域における、海上交通の安全に寄与するため、次の事業を行っております。

(1) 船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究

(2) 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

(3) 海難防止に関する事項の周知宣伝

(4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

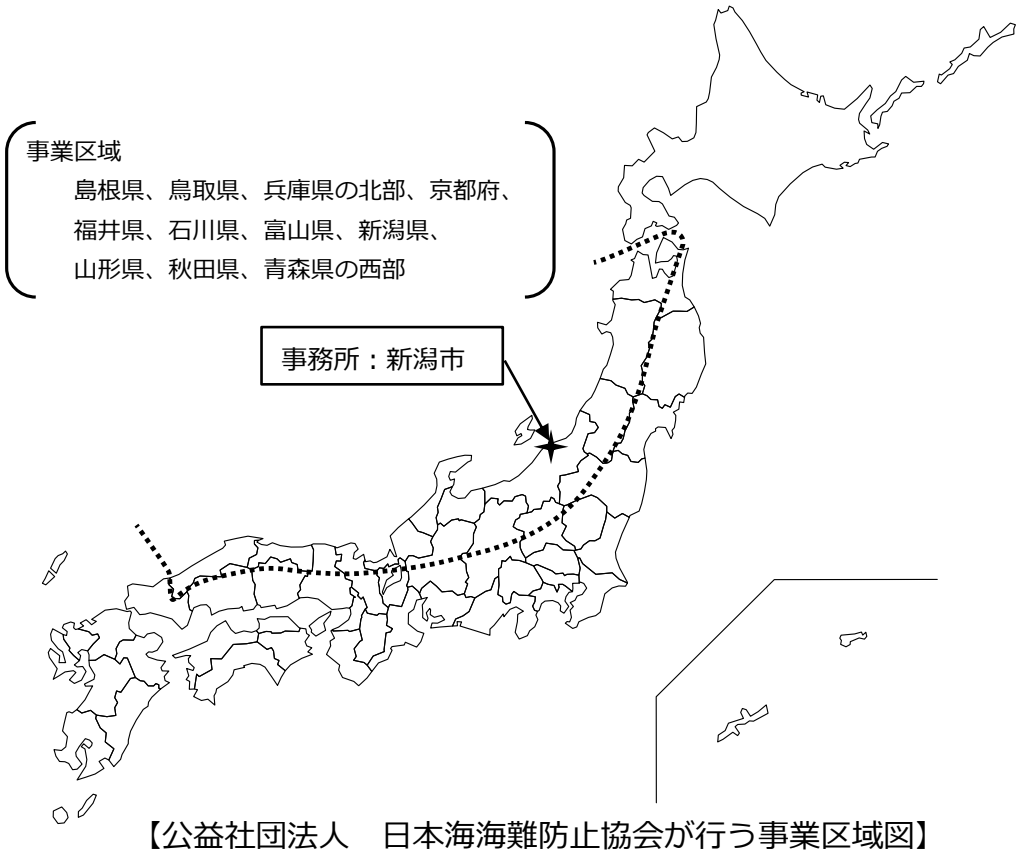

【公益社団法人　日本海海難防止協会が行う事業区域図】

アクセス

○新潟駅(JR 信越線)から

徒歩　約 25 分、ﾀｸｼｰ利用　約 10 分、

ﾊﾞｽ利用　新潟交通　北ふ頭　約 20 分

北ふ頭　停留所下車徒歩約 5 分

○新潟空港から

ﾀｸｼｰ利用　約 20 分、ﾊﾞｽ利用　北ふ頭　約 20 分

○車

国道 113 号線竜が島郵便局前交差点を左折直進、信号を一つ通過後右折し約 50m

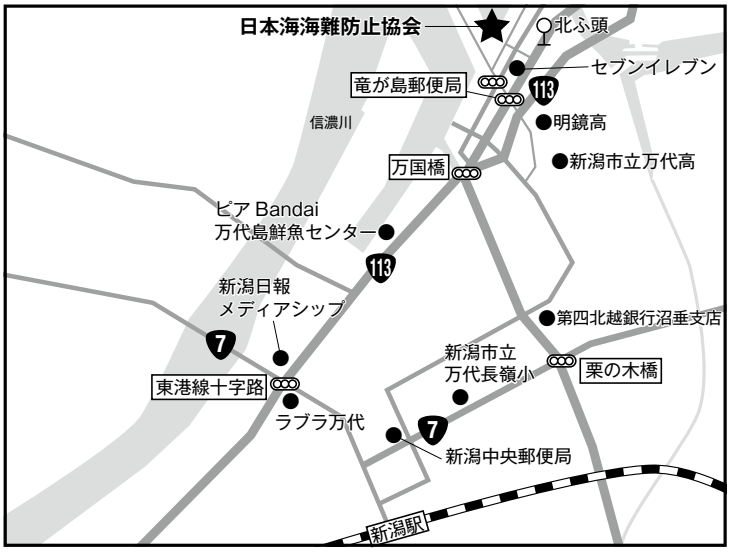

目　　次

Ⅰ　事 業 報 告

Ⅰ－１　調査研究 1

１　(仮称)秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査 1

1-1　第３回委員会 2

２　三隅港石炭輸送船入港に係る航行安全調査 3

2-1　第２回委員会 3

３　(仮称)新潟県村上市および胎内市沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査 4

3-1　第１回委員会 4

3-2　視認性シミュレーション実験 5

3-3　第２回委員会 5

４　新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査 .. 6

4-1　第２回委員会 6

５　秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査 7

5-1　第２回委員会 7

Ⅱ　会　務

Ⅱ－１　令和４年度第２回理事会 8

Ⅱ－２　業務予定 16

Ⅲ　海の安全情報

Ⅲ－１　冬季海難防止活動を幅広く展開しました 17

Ⅲ－２　Ｇ７新潟財務大臣・中央銀行総裁会議海上・河川警備に伴うご協力のお願いについて 19

Ⅲ－３　民間事業者と連携した事故防止への取組について 21

Ⅲ－４　釣り中の事故者減少を目指して 24

Ⅳ　寄 稿 欄

舞鶴の神様たち（三柱神社） 26

Ⅴ　連 絡 事 項

会員名簿の変更 32

Ⅰ　事 業 報 告

Ⅰ－１　調査研究

１　(仮称)秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査

委員会の構成

（順不同・敬称略）

「委　員」

（委員長）　矢吹　英雄　東京海洋大学　名誉教授
髙橋　　勝　海上保安大学校　名誉教授
松田　洋和　一般社団法人日本船長協会　副会長
佐藤　金光　秋田船川水先区水先人会　会長
西宮　公平　秋田海陸株式会社　代表取締役社長
狩野　健一　ＮＸ日本通運株式会社秋田港支店　支店長
伊藤　貴洋　秋田県漁業協同組合　天王地区運営委員会　委員長
仲村　正行　秋田県漁業協同組合　船越地区運営委員会　委員長
加藤榮之進　秋田県小型船舶安全協会　副会長

（漁業関係者）

工藤　裕紀　秋田県漁業協同組合　専務理事

「関係官公庁」

第二管区海上保安本部　交通部
秋田海上保安部
東北地方整備局　秋田港湾事務所
秋田地方気象台
秋田県産業労働部
秋田県建設部
秋田県農林水産部
男鹿市観光文化スポーツ部
潟上市総務部
秋田市産業振興部

1-1　第３回委員会

(1)　開 催 日：令和５年１月 17 日(火)
(2)　場　　所：秋田市　秋田キャッスルホテル
(3)　議　　題：
　①　ウインドファームの航行安全について
　②　洋上風力発電設備等の維持管理について
　③　航行安全対策について
　④　報告書構成案について

２　三隅港石炭輸送船入港に係る航行安全調査

委員会の構成

（順不同・敬称略）

「委　員」

（委員長）　日當　博喜　海上保安大学校　名誉教授

奥田　邦晴　国立研究開発法人水産研究・教育機構　水産大学校　名誉教授

松田　洋和　一般社団法人日本船長協会　副会長

田中　君彦　三隅港水先人

宮下　義重　浜田港運株式会社　取締役会長

秋山　　信　山陰臨海サービス株式会社　代表取締役社長

「関係官公庁」

第八管区海上保安本部　交通部

浜田海上保安部

中国地方整備局　港湾空港部

中国地方整備局　境港湾・空港整備事務所

松江地方気象台

島根県土木部

2-1　第２回委員会

(1)　開 催 日：令和５年１月 23 日(月)

(2)　場　　所：広島市　ホテルグランヴィア広島

(3)　議　　題：

①　入港航路の安全性について

②　航行安全対策について

③　報告書構成案について

３　（仮称）新潟県村上市および胎内市沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査

委員会の構成

（順不同・敬称略）

「委　員」

（委員長）　矢吹　英雄　東京海洋大学　名誉教授
髙橋　　勝　海上保安大学校　名誉教授
松田　洋和　一般社団法人日本船長協会　副会長
栖原　陽一　新潟水先区水先人会　会長
逸見　幸利　日本内航海運組合総連合会　海務部　部長
菅原　裕之　新潟港船舶代理店会　事務局
竹内　一男　岩船港利用促進協議会　会長
神丸　正広　粟島汽船株式会社　運航管理者
磴　　浩宣　日本海洋石油資源開発株式会社　取締役新潟鉱業所長
野澤　晴東　新潟漁業協同組合北蒲原支所　支部長
脇坂三重城　新潟漁業協同組合岩船港支所　支部長

「関係官公庁」

第九管区海上保安本部　交通部
新潟海上保安部
北陸信越運輸局　海事部
新潟地方気象台
新潟県交通政策局
新潟県農林水産部
村上市
胎内市

3-1　第１回委員会

(1)　開 催 日：令和５年１月 31 日(火)
(2)　場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(3)　議　　題：
①　洋上風力発電事業計画について
②　調査・検討の計画について
③　周辺海域状況・周辺港湾について
④　ウインドファームの視覚関係影響（視認性シミュレーション方案）について

3-2　視認性シミュレーション実験

(1)　開 催 日：令和５年２月 24 日(金)
(2)　場　　所：東京都　ＭＯＬマリン＆エンジニアリング株式会社
　　シミュレータ室

3-3　第２回委員会

(1)　開 催 日：令和５年３月 14 日(火)
(2)　場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(3)　議　　題：
　①　ウインドファームの視覚関係影響（視認性シミュレーション結果）について
　②　レーダー映像への影響について

４　新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査

委員会の構成

（順不同・敬称略）

「委　員」

（委員長）　矢吹　英雄　東京海洋大学　名誉教授
髙橋　　勝　海上保安大学校　名誉教授
松田　洋和　一般社団法人日本船長協会　副会長
栖原　陽一　新潟水先区水先人会　会長
逸見　幸利　日本内航海運組合総連合会　海務部　部長
菅原　裕之　新潟港船舶代理店会　事務局
竹内　一男　岩船港利用促進協議会　会長
神丸　正広　粟島汽船株式会社　運航管理者
磴　　浩宣　日本海洋石油資源開発株式会社　取締役新潟鉱業所長
野澤　晴東　新潟漁業協同組合北蒲原支所　支部長
脇坂三重城　新潟漁業協同組合岩船港支所　支部長

「関係官公庁」

第九管区海上保安本部　交通部
新潟海上保安部
北陸信越運輸局　海事部
新潟地方気象台
新潟県交通政策局
新潟県農林水産部
村上市
胎内市

4-1　第２回委員会

(1)　開 催 日：令和５年２月７日(火)
(2)　場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(3)　議　　題：
①　ウインドファームの航行安全について
②　洋上風力発電設備等の維持管理について
③　航行安全対策について
④　報告書構成案について

5　秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査

委員会の構成

（順不同・敬称略）

「委　員」

（委員長）　矢吹　英雄　東京海洋大学　名誉教授
髙橋　　勝　海上保安大学校　名誉教授
松田　洋和　一般社団法人日本船長協会　副会長
佐藤　金光　秋田船川水先区水先人会　会長
西宮　公平　秋田海陸株式会社　代表取締役社長
狩野　健一　ＮＸ日本通運株式会社秋田港支店　支店長
伊藤　貴洋　秋田県漁業協同組合　天王地区運営委員会　委員長
仲村　正行　秋田県漁業協同組合　船越地区運営委員会　委員長
齋藤　修市　秋田県小型船舶安全協会　会長

（漁業関係者）

工藤　裕紀　秋田県漁業協同組合　専務理事

「関係官公庁」

第二管区海上保安本部　交通部
秋田海上保安部
東北地方整備局　秋田港湾事務所
秋田地方気象台
秋田県産業労働部
秋田県建設部
秋田県農林水産部
男鹿市観光文化スポーツ部
潟上市総務部
秋田市産業振興部

5-1　第２回委員会

(1)　開 催 日：令和５年２月 28 日(火)
(2)　場　　所：秋田市　秋田キャッスルホテル
(3)　議　　題：
　①　ウインドファームの航行安全について
　②　洋上風力発電設備等の維持管理について
　③　航行安全対策について
　④　報告書構成案について

Ⅱ　会　務

Ⅱ－１　令和４年度第２回理事会

令和４年度第２回理事会を令和５年３月８日(水)ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟において、理事 15 名、監事２名が出席され開催しました。

議事は、決議事項３件を審議した結果、出席理事全員異議なく原案のとおり決しました。

決議事項

第１号議案　令和５年度の事業計画書について（ 9～11 ページ参照）

第２号議案　令和５年度収支予算書等について（12～15 ページ参照）

第３号議案　総会の日時、場所及び目的である事項の決定について
（日時、場所は下記参照）

報告事項

業務を執行する理事の職務の執行の状況について

【総会の日時、場所及び目的である事項】

１　日　時　　令和５年６月 16 日(金)16:30～17:30

２　場　所　　新潟市中央区万代５丁目 11 番 20 号
ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟

３　目的事項

決議事項

第１号議案　令和４年度の事業報告及び決算の書類の承認について

第２号議案　役員の選任について

報告事項

令和５年度の事業計画書及び収支予算書等について

【令和５年度事業計画書】

Ⅰ　船舶の航行安全及び海難防止に関する調査研究

１　自主事業

日本海側では、冬季の季節風を防ぐために港の北西方向を防波堤で囲み、港内泊地は狭隘であり、また港外では西から北方向の強風を遮る状況に無い港が多く、台風や低気圧の発達等による荒天時の錨泊に適する港湾は限られています。

日本海側においては、冬季着岸待ちの港外錨泊船舶の走錨による海難の蓋然性も高く、これまで平成年間でも、富山湾内における錨泊タンカーの走錨からの乗揚げ、練習船の走錨からの乗揚げ等の海難が発生しています。更には、最近の台風や低気圧の発達による強風は、極大化する傾向にあります。

これらを踏まえ、これまで実施した錨泊に関する調査結果も考慮に入れ、日本海主要港湾における錨泊の実態、地理的特性からの避泊地、錨泊における安全対策等を検討し、船舶交通の安全確保に資することを目的として調査研究します。

４年度の若狭湾海域に引き続き、令和５年度は、陸奥湾海域を対象として「日本海主要港湾における錨泊船舶の安全対策に関する調査研究」について、学識経験者、海事関係者及び関係官公庁で構成される委員会を青森市において２回開催して調査報告書としてとりまとめます。

なお、本事業は公益財団法人日本海事センターからの補助金の助成を受けて行うこととします。

２　受託事業

国、地方公共団体及び民間企業等から船舶の航行安全又は海難防止に関する調査研究の委託を受け、対象港湾及び船舶交通等に関する専門的知識を有する者及び学識経験者の委員及び対象港湾を管理、管轄する関係官公庁、委託者により構成する委員会等を設置して調査研究します。

令和５年度は、次の調査を計画しています。

(1)「青森県西北沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」
青森県西北部沖合海域に設置される洋上風力発電計画について調査検討

(2)「山形県遊佐沖洋上風力発電事業計画に係る航行安全調査」
山形県遊佐町沖合海域に設置される洋上風力発電計画について調査検討

(3)「(仮称)新潟県村上市および胎内市沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査」
新潟県村上市及び胎内市沖合海域に設置される洋上風力発電計画について調査検討

(4) その他
国、地方公共団体及び民間企業等から委託があったもの

Ⅱ 海難防止に関する事項の周知宣伝

全国海難防止強調運動の実施計画を受け、地方海難防止強調運動推進連絡会議の事務局または構成団体として参画するとともに、海難防止啓発活動のための関連用品等を作成・配布して活用することとします。

また、当協会の事業概要、海難防止に関する事項等を掲載した会報を年３回発行し、会員及び関係機関に配布するとともにホームページに掲載します。

1 地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1) 東北地方海難防止強調運動推進連絡会議（構成団体）

(2) 日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議（事務局）

(3) 海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議（構成団体）

2 海難防止啓発ポスター等の作成･配布

海難防止強調運動推進のためのポスター、リーフレット等の関連用品を作成・配布します。

3 会報の発行

第 138 号、第 139 号、第 140 号を発行します。

Ⅲ　船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

１　教育指導

海事関係者等からの依頼を受け、海上工事作業等の現場における工事関係船舶や一般航行船舶の安全確保のための警戒船業務に従事する者に対し、海事に関する法令の解説や実務的な警戒要領について講習します。

２　航行安全の情報提供

国、地方公共団体等からの委託を受け、港湾、航路等の海上工事における一般船舶と工事関係船舶の安全確保と海難の防止のために、作業船情報及び工事区域付近を航行する一般船舶の動静情報を収集、分析し、船舶の航行安全に資する的確な情報を工事関係者、船舶関係者等に情報提供します。

【令和５年度収支予算書等】

収支予算書(損益方式)

令和５年４月１日から令和６年３月31日

（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[5,000]	[5,000]	[0]
特定資産受取利息	5,000	5,000	0
受取会費	[6,030,000]	[6,070,000]	[△ 40,000]
正会員受取会費	5,620,000	5,660,000	△ 40,000
賛助会員受取会費	410,000	410,000	0
事業収益	[94,200,000]	[100,624,000]	[△ 6,424,000]
受託事業収益	94,000,000	100,424,000	△ 6,424,000
講習会収益	200,000	200,000	0
受取補助金等	[8,585,000]	[8,585,000]	[0]
受取民間補助金	8,585,000	8,585,000	0
雑収益	[1,000]	[1,000]	[0]
受取利息	1,000	1,000	0
経常収益計	108,821,000	115,285,000	△ 6,464,000
(2) 経常費用			
事業費	[93,758,000]	[100,186,000]	[△ 6,428,000]
役員報酬	4,375,000	4,375,000	0
給料手当	16,768,000	16,768,000	0
役員賞与引当金繰入額	356,000	356,000	0
賞与引当金繰入額	1,351,000	1,351,000	0
役員退職慰労引当金繰入額	200,000	200,000	0
退職給付費用	737,000	737,000	0
福利厚生費	2,618,000	2,606,000	12,000
委員手当	2,064,000	2,388,000	△ 324,000
会議費	3,208,000	3,208,000	0
旅費交通費	11,906,000	12,845,000	△ 939,000
通信運搬費	613,000	613,000	0
消耗什器備品費	22,000	22,000	0
消耗品費	688,000	688,000	0
修繕費	76,000	76,000	0
印刷製本費	3,040,000	3,040,000	0
光熱水料費	350,000	350,000	0
賃借料	2,421,000	2,425,000	△ 4,000
雑役務費	241,000	241,000	0
諸謝金	495,000	495,000	0
租税公課	2,060,000	2,060,000	0
委託費	40,085,000	45,258,000	△ 5,173,000
雑費	84,000	84,000	0

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
管理費	[15,063,000]	[15,099,000]	[△ 36,000]
役員報酬	1,344,000	1,344,000	0
給料手当	5,411,000	5,411,000	0
役員賞与引当金繰入額	109,000	109,000	0
賞与引当金繰入額	415,000	415,000	0
役員退職慰労引当金繰入額	61,000	61,000	0
退職給付費用	226,000	226,000	0
福利厚生費	840,000	816,000	24,000
会議費	1,239,000	1,239,000	0
旅費交通費	1,137,000	1,195,000	△ 58,000
通信運搬費	203,000	203,000	0
消耗什器備品費	7,000	7,000	0
消耗品費	211,000	211,000	0
修繕費	23,000	23,000	0
印刷製本費	526,000	526,000	0
光熱水料費	107,000	107,000	0
賃借料	743,000	745,000	△ 2,000
雑役務費	462,000	462,000	0
諸謝金	300,000	300,000	0
租税公課	940,000	940,000	0
支払寄付金	10,000	10,000	0
支払利息	48,000	48,000	0
委託費	676,000	676,000	0
雑費	25,000	25,000	0
経常費用計	108,821,000	115,285,000	△ 6,464,000
当期経常増減額	0	0	0
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
Ⅲ　正味財産期末残高			

収支予算書内訳表(損益方式)

令和５年４月１日から令和６年３月31日

（単位：円）

科目	公益目的事業会計 調査研究・海難防止周知事業	法人会計	内部取引消去	合計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
１．経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	[1,000]	[4,000]	[0]	[5,000]
特定資産受取利息	1,000	4,000	0	5,000
受取会費	[972,000]	[5,058,000]	[0]	[6,030,000]
正会員受取会費	562,000	5,058,000	0	5,620,000
賛助会員受取会費	410,000	0	0	410,000
事業収益	[84,200,000]	[10,000,000]	[0]	[94,200,000]
受託事業収益	84,000,000	10,000,000	0	94,000,000
講習会収益	200,000	0	0	200,000
受取補助金等	[8,585,000]	[0]	[0]	[8,585,000]
受取民間補助金	8,585,000	0	0	8,585,000
雑収益	[0]	[1,000]	[0]	[1,000]
受取利息	0	1,000	0	1,000
経常収益計	93,758,000	15,063,000	0	108,821,000
(2) 経常費用				
事業費	[93,758,000]	[0]	[0]	[93,758,000]
役員報酬	4,375,000	0	0	4,375,000
給料手当	16,768,000	0	0	16,768,000
役員賞与引当金繰入額	356,000	0	0	356,000
賞与引当金繰入額	1,351,000	0	0	1,351,000
役員退職慰労引当金繰入額	200,000	0	0	200,000
退職給付費用	737,000	0	0	737,000
福利厚生費	2,618,000	0	0	2,618,000
委員手当	2,064,000	0	0	2,064,000
会議費	3,208,000	0	0	3,208,000
旅費交通費	11,906,000	0	0	11,906,000
通信運搬費	613,000	0	0	613,000
消耗什器備品費	22,000	0	0	22,000
消耗品費	688,000	0	0	688,000
修繕費	76,000	0	0	76,000
印刷製本費	3,040,000	0	0	3,040,000
光熱水料費	350,000	0	0	350,000
賃借料	2,421,000	0	0	2,421,000
雑役務費	241,000	0	0	241,000
諸謝金	495,000	0	0	495,000
租税公課	2,060,000	0	0	2,060,000
委託費	40,085,000	0	0	40,085,000
雑費	84,000	0	0	84,000

科目	公益目的事業会計 調査研究・海難防止周知事業	法人会計	内部取引消去	合計
管理費	[0]	[15,063,000]	[0]	[15,063,000]
役員報酬	0	1,344,000	0	1,344,000
給料手当	0	5,411,000	0	5,411,000
役員賞与引当金繰入額	0	109,000	0	109,000
賞与引当金繰入額	0	415,000	0	415,000
役員退職慰労引当金繰入額	0	61,000	0	61,000
退職給付費用	0	226,000	0	226,000
福利厚生費	0	840,000	0	840,000
会議費	0	1,239,000	0	1,239,000
旅費交通費	0	1,137,000	0	1,137,000
通信運搬費	0	203,000	0	203,000
消耗什器備品費	0	7,000	0	7,000
消耗品費	0	211,000	0	211,000
修繕費	0	23,000	0	23,000
印刷製本費	0	526,000	0	526,000
光熱水料費	0	107,000	0	107,000
賃借料	0	743,000	0	743,000
雑役務費	0	462,000	0	462,000
諸謝金	0	300,000	0	300,000
租税公課	0	940,000	0	940,000
支払寄付金	0	10,000	0	10,000
支払利息	0	48,000	0	48,000
委託費	0	676,000	0	676,000
雑費	0	25,000	0	25,000
経常費用計	93,758,000	15,063,000	0	108,821,000
当期経常増減額	0	0	0	0
2．経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高				
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
Ⅲ 正味財産期末残高				

Ⅱ－２　業務予定

内　　容		予　定　月　日
⑴	(仮称)新潟県村上市および胎内市沖洋上風力発電事業に係る航行安全調査　第３回委員会	令和５年４月 12 日
⑵	令和５年度　第１回理事会	令和５年５月 19 日
⑶	令和５年度事業推進連絡会議	令和５年５月　中旬
⑷	令和５年度　通常総会、第２回理事会	令和５年６月 16 日
⑸	令和５年度日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議	令和５年６月　中旬
⑹	会報第 139 号発行	令和５年７月　下旬

Ⅲ　海の安全情報

Ⅲ－１　冬季海難防止活動を幅広く展開しました

～冬季の荒天時における船舶事故ゼロを目指して～

第二管区海上保安本部交通部　航行安全課

東北地方では、冬季に北西からの強い季節風が連吹し、船舶の走錨に起因する乗揚げ海難など、船舶事故の発生リスクが高まります。

このため、第二管区海上保安本部では、令和４年 12 月１日から令和５年３月 31 日の間を冬季海難防止活動期間として、各種海難防止活動を展開しました。

平成 25～28 年には、港外に錨泊していた大型船舶が暴風により走錨し消波ブロックへ乗揚げ、船体損傷・油流出する等、日本海側での暴風による外国貨物船の乗揚げ海難が立て続けに発生したため、「走錨海難を防止するためにできること」として、以下のことについて注意喚起を実施した結果、今季の第二管区海上保安本部管内での走錨海難はゼロとなりました。

▸ 走錨海難を防止するための基本的事項

・気象海象情報の入手と常時把握
・国際ＶＨＦ(16ch)の常時聴取
・錨かきの良い錨地の選定
・陸岸、障害物、他船等との十分な距離
・見張り(自船及び他船の走錨監視等)
・ＡＩＳ常時作動(ＡＩＳ搭載船に限る)

▸ 荒天時には？

・守錨当直体制の強化
・錨鎖の伸長又は錨泊方法の変更
・開口部閉鎖と移動物の固縛
・バラスト及びトリム調整
・エンジンスタンバイと乗組員即応体制
・状況により錨泊中止→ちちゅう航法など

▸ 走錨を確認する方法

・風を両舷交互に受けず片舷からのみ受けるような場合、走錨と判断する。
・異常なショック感や錨鎖の張り具合から知る。
・レーダー映像の固定物標の距離と方位の変化から知る。
・正横付近にある物標のトランジットの変化（ズレ）から知る。
・他の錨泊船との関係から知る。

その他、次の取り組みにも重点をおいて活動を行いました。

● **日本海沿岸向けに航行する船舶への情報提供の強化**

荒天予想時、日本海向けに航行するＡＩＳ搭載船舶に対して、気象情報のほか、走錨による付近船舶又は漁業施設等への衝突・乗揚げ防止のための錨泊に係る注意事項を、ＡＩＳメッセージ及び国際ＶＨＦにより提供。

● **小型船の係留中における転覆海難の防止**

発達した低気圧の影響で、漁港などに係留中の小型船舶が転覆する海難が毎年のように発生していることから、小型船舶の所有者に対し、最新の気象情報の入手及び荒天が予想される場合の陸揚げや係留強化について指導。

● **危険性の再認識**

東北地方の冬の海は、厳しい自然環境下にあるということを改めて認識していただき、「最新の気象・海象情報の入手」「荒天が予想される場合の早期避難」「荒天時の錨泊中における適切な見張りの徹底」について、周知活動を実施。

今後も、走錨海難を防止するための基本的事項等について周知するとともに、船舶事故ゼロを目指した活動を継続して実施します。

第二管区海上保安本部　冬季海難防止活動ホームページ

海難防止活動
リーフレットの入手
はこちら

※本啓発活動において当協会と協力して作成したポスター・リーフレットが活用されました。

Ⅲ－２　Ｇ７新潟財務大臣・中央銀行総裁会議海上・河川警備に伴うご協力のお願いについて

第九管区海上保安本部交通部 航行安全課

令和５年５月 11 日（木）から 13 日（土）に新潟市朱鷺メッセ（予定）で開催されるＧ７新潟財務大臣・中央銀行総裁会議にあわせ、周辺の海上・河川において警備を強化します。つきましては、次の点にご理解とご協力をお願いします。

【警備に関すること】

・航行の自粛について

朱鷺メッセ周辺水域の船舶の航行自粛をお願いいたします。航行する船舶には、安全確認、立ち入り検査等を実施する場合があります。

・事前連絡について

観光・遊漁船業等で朱鷺メッセ周辺水域を当日航行する予定がある場合は事前に船名等を新潟海上保安部までご連絡をお願いします。連絡内容詳細は「事前連絡のお願い」をご覧下さい。

連絡先：新潟海上保安部交通課（０２５）２４４－１００８

【その他に関すること】

・船舶管理の強化について

盗難船舶による犯罪を防止するため、係留船舶等の管理強化をお願いします。

・情報の提供について

不審な船舶、不審事象を見かけた場合は、海上保安庁緊急通報用電話番号「１１８番」まで通報するようお願いします。

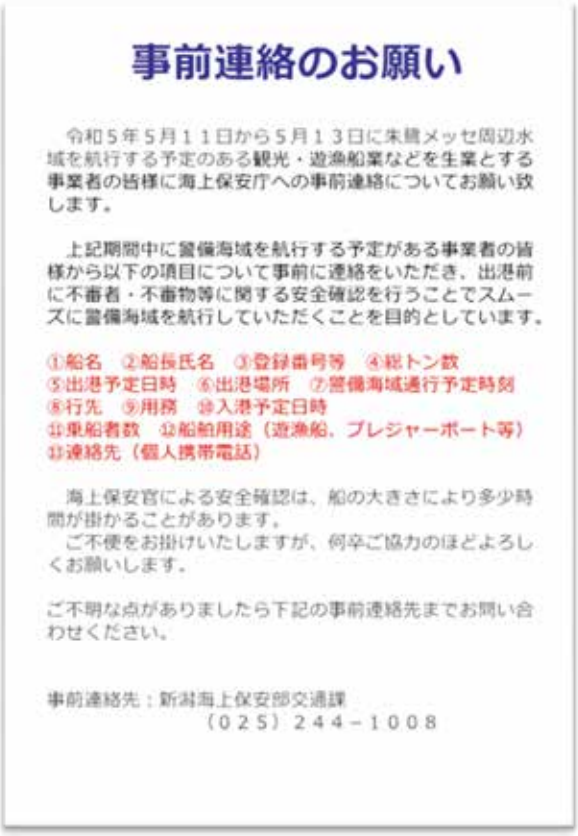

事前連絡のお願い

令和５年５月１１日から５月１３日に朱鷺メッセ周辺水域を航行する予定のある観光・遊漁船業などを生業とする事業者の皆様に海上保安庁への事前連絡についてお願い致します。

上記期間中に警備海域を航行する予定がある事業者の皆様から以下の項目について事前に連絡をいただき、出港前に不審者・不審物等に関する安全確認を行うことでスムーズに警備海域を航行していただくことを目的としています。

①船名　②船長氏名　③登録番号等　④総トン数
⑤出港予定日時　⑥出港場所　⑦警備海域通行予定時刻
⑧行先　⑨用務　⑩入港予定日時
⑪乗船者数　⑫船舶用途（遊漁船、プレジャーボート等）
⑬連絡先（個人携帯電話）

海上保安官による安全確認は、船の大きさにより多少時間が掛かることがあります。
ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いします。

ご不明な点がありましたら下記の事前連絡先までお問い合わせください。

事前連絡先：新潟海上保安部交通課
（０２５）２４４－１００８

Ⅲ－３　民間事業者と連携した事故防止への取組について

～小さな命を守るためにできること～

第八管区海上保安本部交通部　安全対策課

第八管区海上保安本部管内の部署では、海水浴場での子供の遊泳事故を防止するための新たな方法として「M」のマークで有名な大手ファストフード店（以下「M」と記載させていただきます）と連携した啓発活動を行うことが出来ましたので、今回は、その取り組みについて紹介させていただきます。

事の発端は、令和3年7月にとある海水浴場で発生した男児の死亡事故でした。

その事故は、父親と兄の三人で遊びに来ていた男児が、潮だまりで兄と一緒に遊んでいたところ、兄とはぐれ行方不明となり、海水浴場の遊泳区域内で浮いているのが発見され救助されたものの、その後死亡が確認されたという事故でした。

事故発生前に海水浴場の監視員により、男児が一人で遊んでいる姿が目撃されていますが、事故発生時は誰も男児の姿を見ていませんでした。

このような痛ましい事故が発生したことを受け、当管区では同種事故を未然に防止するために「海水浴場では子供から目を離さない！」ことを重点事項として啓発することが急務となりました。

そんな中、管内のとある部署が「親子で海水浴場に行く年代が集まる場所での啓発活動を強化する」として出した案が、「M」とのコラボ企画でした

しかし、最初はどうすればそんな大手ファストフード店とコラボできるかが判らず、まずは保安部近隣の「M」の店舗へ伺い話を聞くところから始めました。

その結果、

・保安部近隣の「M」と死亡事故のあった海水浴場付近の「M」は同じオーナー様が経営

・オーナー様は「M」とフランチャイズ契約し、岡山と鳥取西部で9店舗の「M」を経営

・協力をいただくためにはオーナー様の承諾が必要

・オーナー様は岡山県在住

　といった情報を得て、直接趣旨を説明すべく色々な企画案をもって一路岡山へと赴くこととなりました。

　岡山ではオーナー様の事務所へ通していただき、海上保安庁としては、

・御社の強力な情報発信力により大きな啓発効果を得られ事故減少が期待できること

を説明し、企業様側には、

・御社が企業活動の一つに挙げている「地域貢献活動」の一助となる

・官と民が連携した好事例として社会的に認知される

といったメリットが考えられることなどについて熱意をもって伝えました。

　その結果、オーナー様からコラボ企画への賛同を得ることが出来、今回の企画に係る費用については、オーナー様の私費による全面協力を得るに至りました。

　賛同を得た企画は、

・ドライブスルー利用時に名刺サイズの折込カードを配付し、安全啓発を図る

・オーナーが経営する企業の HP を活用した啓発活動

・店内でのポスターの掲示及び各種リーフレットの備え置き

について了承をいただき、名刺サイズの折込カード5万枚を鳥取県西部の5店舗で配布していただきました。

（表）

（裏）

配付した折込カード

今回のコラボ企画については、全国初の試みであるという事で、地元の新聞、テレビ等から複数の取材も受け、大々的に取り上げてもらい、結果として、「M」に訪れたお子様連れのご家族だけでなく、「M」に訪れていないお子様のいるご家族にもマスコミを通じて

「海水浴場であっても危険はある」

「ちょっとの時間であっても目を離すのは危険」

といった安全啓発を行うことが出来たと考えております。

企業様側からは、「自分たちが提供するものを通じて、海の安全を呼び掛けるといったことはこれまで想像したことがなかった」と言っていただくなど今回の企画は好評だったようで、オーナー様からは来年以降の継続の意向も伝えられており、今後も地元「M」と協力した安全啓発を継続していきたいと考えています。

Ⅲ－４　釣り中の事故者減少を目指して
～「にいがたフィッシングショー２０２３」での安全啓発活動～

第九管区海上保安本部交通部　安全対策課

第九管区海上保安本部海の安全推進本部は、２月 25 日（土）、26 日（日）、３年ぶりに開催された「にいがたフィッシングショー２０２３」において、釣り愛好家に対し、レジャーを楽しんでもらう一方、釣り中に潜む危険性の理解、事故防止の呼びかけによる安全意識の向上等を図ることを目的に、ブース出展による安全啓発活動を実施しました。

過去５年間（H29 ～R3）の第九管区海上保安本部管内における釣り中の事故者は 85 名で、そのうち死亡者は 29 名となっている状況です。

中でも令和２年以降は、コロナ禍による釣り客の増加等もあり、事故が増加していて、令和２年は 26 名（死亡者６名）、令和３年は 22 名（死亡者９名）となっており、釣り中の事故を減少させるため、大勢の釣り愛好家が集まるフィッシングショーに参加し、本活動を実施したものです。

メインステージによる呼びかけ

フィッシングショーには、２日間で約２万 2000 人の来場者があり、同ブース展示のほか、メインステージ参加による啓発活動を行い、県内外の愛好者に対し、広く啓発することができました。

当本部では、今後も様々な方策により、海難防止活動を実施していきます。

会場全体

ブース啓発活動

※本啓発活動において当協会と協力して作成した安全啓発グッズが活用されました。

Ⅳ　寄 稿 欄

舞鶴の神様たち（三柱神社）

元舞鶴事務所長　山本勝眞

神社名「三柱(みはしら)神社」という神社は、日本各地にたくさん存在しています。三柱と名がついているので、たいていは三神を合祀した形の神社となっていると思われます。

日本各地の三柱神社を見てみますと、「天之御中主神(あめのみなかぬしのかみ)」、「高御産巣日神(たかみむすびのかみ)」、「神御産巣日神(かみむすびのかみ)」の御三神。「素戔嗚命(すさのおのみこと)」、「櫛稲田姫命(くしいなだひめのみこと)」、「大國主命(おおくにぬしのみこと)」あるいは、「天太玉命(あめのふとだまのみこと)」、「天比理刀咩命(あめのひりとめのみこと)」、「天日鷲命(あめのひわしのみこと)」などなど、神話で有名な御三神を主祭神とする神社がそのほとんどです。

舞鶴市内でも、京都府神社庁の神社一覧には、六社の「三柱神社」が紹介されていますが、このうち現在所在がはっきりしているのは、「伊佐津」と「天台南谷」にある二社です。

今回取り上げるのは、天台南谷の三柱神社で、こちらもやはり三人の神様が祀られているとのことです。

ちなみに、舞鶴の他の三柱神社の御祭神については、「火の神「訶具突命（加具土命）」を祀るとあります。（これらの事は、いずれも藤原一長氏の「天台史誌」の記述によります。）

さて、前号（137 号）でも紹介したとおり、私が居住している昭和台団地は、舞鶴市の西地区余内(あまうち)地域内に属していますが、この余内地域というのは、府道 27 号線（通称白鳥街道）沿いの、おおよそ伊佐津川右岸（東側）から白鳥トンネルまでの間の地域にあたり、地域の南側には、佐武ヶ岳(さぶがたけ)連山がつらなり、昔はこの山裾に沿って「若狭街道」が通っていました。

いまでも旧若狭街道の地名や史跡が、随所にその名残りをとどめており、また多くの寺社もあって、歴史的に重要な地区になっています。

紹介します「三柱神社」は、この余内地域内の天台南谷（佐武ヶ岳連山のほぼ東端）に鎮座されております。

国道 27 号線沿いの「大手千日前交差点（西舞鶴）」を東に折れて府道 28 号線（通称白鳥街道と呼ばれています）に入り、伊佐津川に架かる「二ツ橋」を渡って、さらに２キロ余りの天台交差点（跨線橋の東詰）を右折し、ほぼ 700 メートルほど東に入った山麓にこの神社はあります。

天台地区の氏神様で、もともとは天台地区のさらに数百メートル奥の「杉谷」（通称奥の谷）といわれるところに祀られていたのだそうですが、平成７年ごろ、神社のお世話をしやすい現在の地に遷宮されたとのことであります。

本地図は「地理院地図(GSI Maps)」から編集

農道脇を流れる天台川支流沿いの高台に神社はあり、境内につながる数段の石段があって、それを登ったところに明神型の石造り鳥居が立っています。

三柱神社全景

鳥居をくぐるとすぐに境内に至り、境内左側に、覆い屋で護られた御本殿が鎮座されています。

境内の面積はそんなに広くはなく、テニスコート２面足らずというところでしょうか。

ご本殿覆い屋

御本殿は、春日づくり様の比較的新しく美しい社で、またご本殿を護る覆い屋もご本殿そのものと思わせるような流造の立派な建物になっています。

御本殿に向かって右に、三つの境内社がありますが、その一つは朱塗りの祠なので稲荷様と思われます。あとの二社は（一社は石造り）どなたを祀ってあるのか不明です。

境内社

また御本殿の正面には石燈篭、狛犬（唐獅子）がそれぞれ一対配置されています。

境内周囲には、石造りの玉垣（神域と俗界の区切りを示す柱）で囲われており、それぞれの石柱には、奉納した方々のお名前が記されています。

境内と玉垣

こちらの三柱神社もやはり神社名のごとく、三柱の神様が主祭神として祀られているようです。

この「三柱神社」の御祭神について、当時の天台の住人故藤原一長氏が、平成７年８月にまとめられた「天台史誌」に、『江戸時代の記録「丹哥府史」には「三大王子」、明治11年編纂の京都府史には「国押人神」を祀るとある。』と書かれております。

ご本殿（覆い屋内）

それでは、この三柱の三大王子、また国押人神とはどのような神様でしょうか？

「人神」は、神様のうち、この世に現れた実在の人物を神様として祀ったものですが、「国押」は、天皇（あるいは皇族）を意味するのではないかと思われます。

「国押神」が天皇（あるいは皇族）を意味すると思われるのは、日本書紀に、五代「孝昭天皇」に、「天足彦国押人命」、と「日本足彦国押人命（六代「孝安天皇）」のお二人の御子様があり、それぞれの諡号に「国押人」という文字が見られるからです。

ちなみに「人」という文字は見受けられませんが、二十二代「清寧天皇」は「白髪武広国押稚日本根子天皇」、四十五代「聖武天皇」は「天璽国押開豊桜彦天皇」とそれぞれの諡号に「国押」の文字がみうけられます。

その意味では、我が国の百二十六代今上天皇までのすべての天皇は国押人神といえるのかも知れませんね。尤も昭和天皇以後は人間宣言しておられるので現人神ではありませんが・・・。

こういったことから、今回取り上げた三柱神社の御祭神は、二十七代「安閑天皇」、二十八代「宣化天皇」、二十九代「欽明天皇」の御三方ではないかということなのです。

この御三方は日本書紀によると、それぞれ「広国押建金日命（天皇）」、「武小広国押盾天皇」、「天国押波流岐広庭天皇」とあり、いずれも諡号に「国押」の文字があるのです。

この解釈は、同神社の前神主田中稜威夫氏が、日本書紀を精査され「国押」にかかわる天皇であるこの御三方に違いないと、結論付けられたということです。（前記「天台史誌」の記述による）

この御三方は、いずれも二十六代「継体天皇」の皇子です。

なぜこの三柱神社に祭神として祀られたのかの経緯については、私の今回の調査ではわかりませんでしたが、田中稜威夫氏の見解によれば、六世紀ごろ、継体天皇やこの御三方と丹後地方との結びつきがとても深かったのではないかとのことでした。

確かに丹後地方には、「彦火明尊（ひこほあかり）」、「豊受命（とようけのみこと）」をはじめとして古代の由緒ある神々を祀った神社が多く、これらは、田中稜威夫氏の解釈を彷彿させるものがあります。

※ 日本書紀の原本に見られる御三方の諡号を抜粋として掲載しておきます。

廣國押武金日天皇　安閑天皇

勾大兄廣國押武金日天皇、男大迹天皇長子也

武小廣國押盾天皇　宣化天皇

武小廣國押盾天皇、男大迹天皇第二子也、勾大兄廣國押武金日天皇之同母弟也。

天國排開廣庭天皇　欽明天皇

天國排（国押）開廣庭天皇、男大迹天皇嫡子也、

※ 男大迹天皇は継体天皇

なお、今回の神社の記事としては取り上げておりませんが、この三柱神社の境内には、もう一社、神社が鎮座されていますので、簡単に紹介しておきます。

神社の名前は、「武庭（たけば）（武波）神社」です。

この神社も、天台地区の氏神様で、三柱神社が遷宮された以前からこの地に鎮座されており、加佐郡誌の郡内府郷村社一覧表によると、御祭神は「大山昨神（おおやまくいのかみ）」とあります。

同じ境内の武庭神社

滋賀の大津にある日吉大社や京都の松尾大社、あるいは全国の日枝神社の御祭神として祀られています。大山昨神は、山の地主として農耕を司る神様です。

ちなみに、舞鶴市内の伊佐津地区にある三柱神社のことですが、こちらには「竈（かまど）の神三宝荒神（さんぼうこうじん）（仏教の守り神）」という火の神様が祀られており、三神ではありません。

三宝荒神は、神仏習合により「加具土命（かぐつちのみこと）」が竈の神とされて祀られていたものとおもわれますが、日本神話では、火の神様は加具土命です。明治の神仏分離により、日本神話の火の神様、加具土命とあらためられたとのことです。

※本稿の作成にあたり

皇族、天皇の諡号については「日本書紀原文」及びウエブサイト「Weblio 辞書」、三柱神社については「天台史誌（故藤原一長氏著）」を参考にさせていただきました。

Ⅴ　連 絡 事 項

会員名簿の変更

現在発行している会員名簿の変更です。（令和５年３月 31 日届出分まで）

○　指定代表者等の変更等

頁	会　社・団　体　名	指定代表者職氏名	担当者職氏名
3	日本製紙㈱	秋田工場長 掛　橋　裕　哉	秋田工場業務課長 糸　井　浩　二
〃	山形県機船底曳網漁業協議会	会　長 志　田　　正	指導課長 佐　藤　　健
4	出光興産㈱	新潟石油製品輸入基地 所　長 川　口　政　史	新潟石油製品輸入基地 操油課長 長谷川　一　明
〃	㈱植木組	新潟支店長 齋　藤　昌　昭	柏崎支店 港湾工事事務所所長 廣　澤　康　久
5	㈱クラレ	新潟事業所長 福　田　始　弘	新潟事業所総務部長 松　原　　敏
〃	全農サイロ㈱	新潟支店 取締役支店長 秋　年　克　則	新潟支店 営業部長 濵　田　博　文
7	日本海曳船㈱	代表取締役社長 佐　藤　紳　文	業務部部長 藤　原　道　生
9	日本郵船㈱	専務執行役員 鹿　島　伸　浩	海務グループ長 春　名　克　彦
10	北陸海事㈱	取締役社長 浦　　俊　夫	営業第一部次長 進　藤　英　樹
13	ジャパンマリンユナイテッド㈱	舞鶴事業所長 杉　山　知　徳	
14	ＮＸ境港海陸㈱	代表取締役社長 角　田　祐　道	取締役海運事業部長 兼トクヤマＳＳ営業所長 眞　木　　崇
15	日本興運㈱	鳥取支店支店長 林　　勝　也	山　本　尚　平

○　代表者等の変更等

頁	会　社・団　体　名	代表者職氏名	担当者職氏名
17	東北電力㈱秋田火力発電所	所　長 清　水　徳　行	総務課長 向駒木　　敦
18	北陸電力㈱志賀原子力発電所	執行役員 原子力本部 志賀原子力発電所長 放　生　　潤	技術部 施設防護課長 巽　　紀　昭

「出港前　いつも初心で　安全確認」

「スタンバイ！！人よし　機械よし　天気よし」

会　　報　　第１３８号

令和５年４月発行

発 行 所　新潟市中央区竜が島１丁目９番２号
公益社団法人　日本海海難防止協会
〒950－0072
電　話（025）247－8531
ＦＡＸ（025）247－0316
E-mail nikkaikb@poem.ocn.ne.jp
URL　http://nikkaikb.com

(公財)日本海事センターから補助を受け発行しております。

印 刷 所　株式会社 ウィザップ